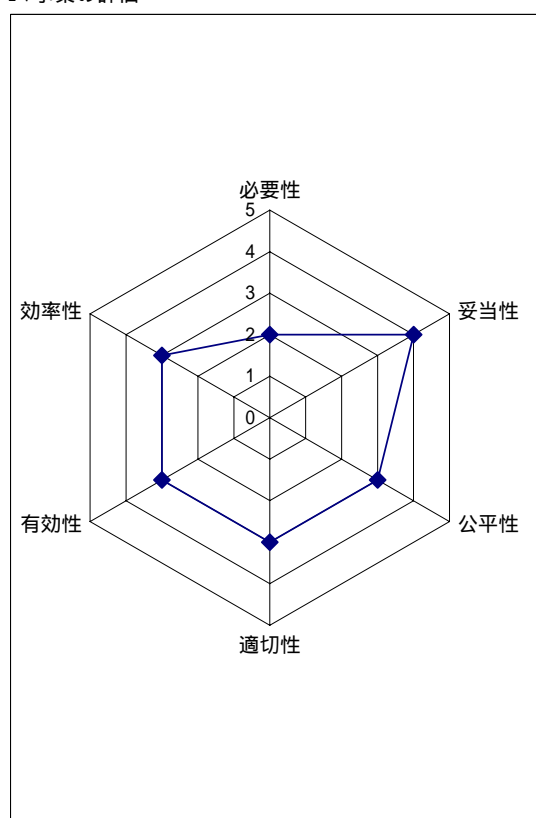


事務事業名	県単農道整備事業	担当部局	市長部局 産業経済部
基本目標	豊かな暮らしを育む活力ある産業づくり(産業)	担当課名	耕地課
施策体系	美しい田園を育む交流型農業の振興	担当係名	土地改良係
施策	農産物の安定した供給体制を充実する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	受益面積5ha以上の未舗装農道について、土地改良法に基づく計画認可を受け実施することにより、農産物の流通効率の向上や荷傷み防止を図る。ここ5年間は事業を行っていない。		
事業の期間(開始/終了)	99年 99月/	99年 99月	
根拠法令、条例、規則など	土地改良法 茨城県県単土地改良事業補助金交付要項		
事業が対象としている人(モノ)	受益地		
具体的な活動内容	採択要望調査の提出		
事業の成果	該当なし		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	2 当初の目的から見て、必要性は薄くなりつつある 5年間、事業を実施していない。
妥当性	4 法的な問題などがあり、行政が行うべき事業である 農道は受益者だけではなく、一般車両の通行にも供するため行政の関与が必要である。
公平性	3 どちらとも言えない 5年間、事業を実施していない。
適切性	3 どちらとも言えない 5年間、事業を実施していない。
有効性	3 どちらとも言えない 5年間、事業を実施していない。
効率性	3 どちらとも言えない 5年間、事業を実施していない。

総合評価	5年間、事業を実施していない。
------	-----------------

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	休止・廃止	中長期的方向	0
	説明	事業の休止については、現在の県、市の財政状況ではやむを得ないと考える。			
決定権者判断	決定内容	休止・廃止			
	説明	事業を一時的に休止する。			